

着工時期に関する運用の変更のお知らせ

名古屋市住宅都市局建築指導課

長期優良住宅の認定申請に係る着工時期に関する運用を以下のように変更します。

記

- 1 名古屋市において認定申請が受理された後であれば認定通知の前であっても着工を可とします。

ただし、申請後に大規模な計画の変更等の理由により再申請が必要となった場合、既に着工しているものについては再申請を受理できませんのでご注意ください。

また、法第6条第2項の申し出をした場合は、認定されたことをもって、確認済証が交付されたこととみなされるため、認定前に着工することはできません。

- 2 運用開始時期 平成26年4月1日（火）

ただし、平成26年3月中に申請を行い、認定が平成26年4月以降になるものについては、平成26年4月1日より着工可とします。

例①	平成26年3月19日申請 平成26年3月31日認定の場合	平成26年3月31日より着工可
例②	平成26年3月24日申請 平成26年4月2日認定の場合	<u>平成26年4月1日より着工可</u>
例③	平成26年3月31日申請 平成26年4月9日認定の場合	<u>平成26年4月1日より着工可</u>
例④	平成26年4月2日申請 平成26年4月11日認定の場合	平成26年4月2日より着工可